

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 30 年 7 月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700466号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800054号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を平成25年1月18日は19万3,000円、同年5月15日は10万円及び同年9月13日は26万4,000円に訂正することが必要である。

平成25年1月18日、同年5月15日及び同年9月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年1月18日、同年5月15日及び同年9月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年9月1日から平成26年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成25年9月は9万8,000円から18万円、同年10月から平成26年8月までは9万8,000円から20万円とする。

平成25年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年9月から平成26年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和58年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年1月18日
② 平成25年5月15日
③ 平成25年9月13日
④ 平成26年4月30日
⑤ 平成26年9月30日

⑥ 平成 25 年 9 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日まで

⑦ 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 9 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録がない。また、請求期間⑥及び⑦については、標準報酬月額記録が実際に支給された給与額より低額になっている。

保管している給与明細一覧及び通常貯金預払状況調書を提出するので、調査の上、正しい記録に訂正し、将来の年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から③について、請求者から提出された通常貯金預払状況調書、預金通帳及び請求者が居住する市町村から提出された給与支払報告書並びに同僚の賞与明細一覧により、請求者は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までに係る標準賞与額については、前述の通常貯金預払状況調書及び預金通帳により確認できる振込額から試算した厚生年金保険料控除額から、請求期間①は19万3,000円、請求期間②は10万円、請求期間③は26万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料がないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間⑥について、請求者から提出されたA社の給与明細一覧、通常貯金預払状況調書及び同僚の給与明細一覧により、請求者が当該期間においてオンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額より高い報酬月額の支払を受け、同記録の標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額若しくは請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間⑥に係る標準報酬月額については、前述の給与明細一覧、通常貯金預払状況調書及び同僚の給与明細一覧により確認又は推認できる厚生年金保険料額から、平成25年9月は18万円、同年10月から平成26年8月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間⑥に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料がないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間④及び⑤について、請求者から提出された通常貯金預払状況調書から、A社から賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかしながら、請求者が居住する市町村から提出された給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額を試算したものの、請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

また、請求者は賞与明細書を保管しておらず、同僚に照会したものの請求期間④及び⑤に係る賞与明細書を保管している者がいない上、事業主は請求期間当時の資料はないと回答しており、このほかに請求者の請求期間④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間⑦について、請求者から提出された給与明細一覧及び通常貯金預払状況調書により、平成24年9月についてはオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されており、同年10月から平成25年8月までについてはオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高額な保険料が控除されていることが認められる。

しかしながら、請求者がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは平成24年6月21日であることから、請求期間⑦については、資格取得時に決定される標準報酬月額が記録される期間となる所、日本年金機構は、請求者から提出された給与明細一覧から判断すると、請求者の資格取得時の標準報酬月額は18万円が適正である旨の回答をしており、当該標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額が厚生年金特例法による認定額となる所、当該認定額はオンライン記録と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間⑦に係る標準報酬月額の訂正を認めることはできない。